

可児とうのう病院附属介護老人保健施設  
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する可児とうのう病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し介護保険法令の趣旨に従つて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法等その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて通所リハビリテーションサービスの提供に努める。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 施設名      | 可児とうのう病院附属介護老人保健施設 |
| (2) 開設年月日    | 平成 9年 4月 1日        |
| (3) 所在地      | 岐阜県可児市土田900番地      |
| (4) 電話番号     | 0574-25-1717       |
| FAX番号        | 0574-28-6470       |
| (5) 管理者名     | 梶田 泰一              |
| (6) 介護保険指定番号 | 岐阜県 2153180019 号   |

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 管理者   | 1人   |
| (2) 医師    | 1人以上 |
| (3) 理学療法士 | 1人以上 |
| (4) 看護職員  | 1人以上 |
| (5) 介護職員  | 2人以上 |
| (6) その他職員 | 必要数  |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、通所リハビリテーション計画の作成、計画に沿って介護を行う。また、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに居宅介護事業所と連携をはかる。
- (6) 栄養士、調理員、事務員をおき、その他補助業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を含む、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。  
※ 但しゴールデンウィーク、年末年始の営業は別途定めるものとする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後4時45分までを営業時間とする。  
※ 但し時間外の営業については別途定めるものとする。
- (3) 台風・雪など悪天候時等の営業については、警報等の状況により適宜、判断する。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、40人とする。

(サービスの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法等必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴・食事・排泄等の日常生活介助を行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として食費、特別な食事の費用、衛生用品費、教養娯楽費、理美容代、喫茶代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

可児市内

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 食 事……特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。
- ・ 飲 酒……飲酒は、施設の提供するもの以外は、お断りいたします。
- ・ 喫 煙……敷地内禁煙となっております。ご協力ください。
- ・ 設備・備品の利用……施設内の設備器具等は本来の用法に従ってご利用ください。  
※ ご利用により破損が生じた場合は賠償していただく事があります。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み……別紙利用のご案内をお読みください。
- ・ 金銭・貴重品の管理……現金、キャッシュカード、印鑑、通帳等の貴重品の持ち込みはお避けください。紛失等について当施設は責任を負いかねます。
- ・ 利用中の受診……医療機関での受診は原則できません。
- ・ 宗教活動……施設内で他の利用者に対する宗教活動はご遠慮ください。
- ・ ペット等の持ち込み……施設内へのペット等の持ち込みはお断りします。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第13条 消防法第8条に規定する防火管理者を定め、消防法施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を置く。
- (2) 火元責任者を置く。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を年2回以上実施する。
- (7) 非常災害時には可児とうのう病院と共同して対応にあたる。
- (8) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 4 当施設は、感染症や非常災害時に利用者が急変した場合は、可児とうのう病院で診療を依頼できる体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則及び細則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診する。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行う。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を行う。

(身体拘束等)

第 22 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急時やむを得ない場合は、施設長が判断し身元引受人若しくは保証人の同意を得た上で身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し状態等の観察・再検討を行う。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 23 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情等相談窓口)

第 24 条 当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員等に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声のポスト」に投函して申し出ることができます。

苦情等受付窓口	窓口責任者	①可児とうのう病院附属介護老人保健施設副施設長 ②可児とうのう病院総務企画課総務係長
	ご利用時間	8：30～17：15（平日）
	電話番号	①0574-25-1717 ②0574-25-3113
	FAX 番号	①0574-28-6470 ②0574-25-4657

行政による苦情相談窓口

可児市役所 介護保険課	所在地：可児市広見 1-1 電話番号：0574-62-1111 FAX：0574-63-4406
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号：058-275-9826 FAX：058-275-7635
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号：058-273-1111 FAX：058-275-4585

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、可児とうのう病院附属介護老人保健施設の運営にかかる会議において定めるものとする。
- 4 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 26 条 施設は、利用者に対する介護保険サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整

備し、その完結から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 居宅において日常生活を営むことができるかについての検討の内容等の記録
- (3) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改定